

広島県告示第四百四十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県民文化センターの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

代表者 株式会社RCC文化センター 代表取締役社長 野崎 東

2 主たる事務所の所在地

広島市中区橋本町五番一一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
株式会社RCC文化センター 代表取締役社長 小倉 芳暢			株式会社RCC文化センター 代表取締役社長 野崎 東		

三 変更年月日

平成二十九年六月二十九日